



千葉県医師修学資金 貸付制度利用者の手引き

<令和8年度版>

- 手引きは3分冊です。
 - ① 千葉県医師修学資金貸付制度利用者の手引き（本冊）
 - ② 様式・規程編
 - ③ 付録 手書き専用様式集
- 各様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
[千葉県 貸付決定後の各種届出等](https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke/todokede.html) 
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke/todokede.html>
※ 押印不要の届出等は、メール添付での提出も可能です。
- 本制度に関して、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。
また、キャリアコーディネータが、医師としてのキャリア形成を支援していますので、お気軽にご相談ください。
- 千葉県ホームページにおいても、本制度について掲載しています。
[千葉県医師修学資金貸付制度](https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html) 
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html>

[お問い合わせ・届出等の提出先]

- ・ 所 属：千葉県健康福祉部医療整備課 医師確保・地域医療推進室
- ・ 住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
- ・ E-mail：chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp
- ・ 電 話：【制度全般】043-223-3883
【キャリア支援】043-223-3887（キャリアコーディネータ）
(不在時は職員が対応します)

－目 次－

用語の定義	1
1 貸付開始から返還免除までの流れ	2
2 貸付けコースの種類	3～4
(1) 貸付けコースの概要	3
(2) 貸付加算のコース	4
3 返還免除の要件	5
4-1 キャリア形成に関する支援（卒前・卒後共通）	6～8
(1) 千葉県医師キャリアコーディネータ	6
(2) 千葉県医師キャリアサポーター	7
(3) 千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター	8
4-2 キャリア形成に関する支援（卒前）	9～10
(1) キャリア形成卒前支援プラン	9
(2) 卒前支援プロジェクト	9
(3) キャリア形成プラン（卒前シート）の作成	10
4-3 キャリア形成に関する支援（卒後）	11～16
(1) 臨床研修病院と特定病院等	11
(2) キャリア形成プログラム	12～13
(3) 診療科別コース	14
(4) 非常勤勤務（短時間勤務）等の常勤換算	15
(5) キャリア形成プラン（卒後シート）の作成	16

5 猶予期間（配慮事項）について	17～19
（1）猶予期間の種類	17
（2）猶予期間1について	17
（3）猶予期間2について	18
（4）猶予期間3について	19
6 必要な手続きについて	20
7 キャリア形成プログラムの内容	21～38
（1）各プログラム共通の用語の定義	21
（2）保健医療圏の構成市町村	21～23
（3）各プログラムの内容	24～38
ア 新プログラム	24～26
イ 旧プログラム	27
ウ 政策医療分野プログラム	28～29
エ 診療支援部門プログラム	30～32
オ 小児科プログラム	33～35
カ 産科プログラム	36～38
8 貸付決定の取り消し	39
9 貸付金の返還	40
10 利息・延滞利子について	41
11 返還の猶予	42
12 住基ネットを使用した本人情報の確認	42
13 よくあるお問い合わせ	43～50

用語の定義

○制度利用者

千葉県医師修学資金貸付制度を利用している全ての医学部生、医師の方(国試落ち、休職中を含む)。

○二次保健医療圏

医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定。千葉県では、54市町村を9つの医療圏に細分化している。

医療圏	構成市町村
千葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原市

○医師少数区域

二次保健医療圏のうち、山武長生夷隅及び君津保健医療圏。

○小児科の相対的医師少数区域

二次保健医療圏のうち、東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅及び君津保健医療圏。

○産科の相対的医師少数区域

二次保健医療圏のうち、東葛北部及び香取海匝保健医療圏。

○医師の確保を特に図るべき区域等

以下に掲げる区域を示す。

- ・ 医師少数区域(山武長生夷隅及び君津保健医療圏)
- ・ 地域医療の確保及び制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏(東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏)

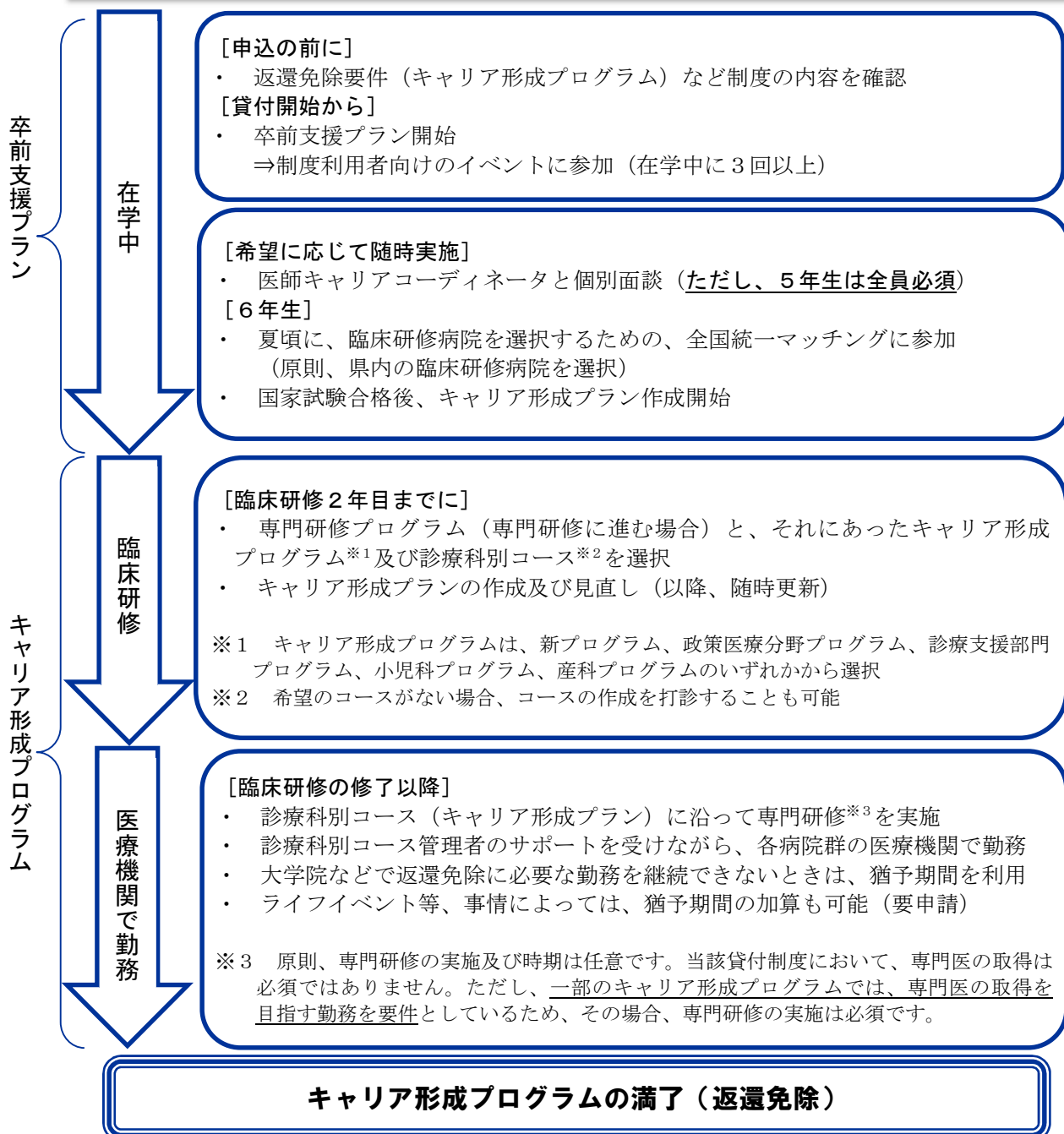
いずれも令和8年4月時点

千葉県医師修学資金貸付制度は、地域における医師不足や地域偏在を改善するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学部生を対象とした制度です。千葉県内の医師少数区域をはじめとした医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関で働く医師を確保することを目的としています。

修学資金を借り受けた方は、医師免許取得後に一定期間、知事が指定する県内の医療機関に勤務した場合、その全額が返還免除になります。

皆様には、将来の千葉県の医療を担う立派な医師となって、県内各地で活躍していただくことを願っています。

1 貸付開始から返還免除までの流れ



キャリア形成プログラムの満了（返還免除）

2 貸付けコースの種類

(1) 貸付けコースの概要

千葉県には、3つの貸付けコースのほか、2つの貸付加算のコースがあります。どのコースで貸付けを受けても、返還免除の要件は同じです（貸付加算を受けている場合を除く）。

項目	長期支援コース		ふるさと医師支援コース
	地域枠	一般枠	
貸付対象	以下の大学医学部の 地域枠入学試験 に合格し、 入学した者 ・ 千葉大 ・ 順天堂大 ・ 日本医科大 ・ 帝京大 ・ 東邦大	以下の大学医学部の 地域枠以外の入学試験 に 合格し、入学した者（大学の 推薦が必要） ・ 左記の大学 ・ 国際医療福祉大学 ・ 東京慈恵会医科大 ・ 東京女子医科大学	千葉県出身者 ^{※1} で、 県外の大学医学部 に入学 した者
貸付総額 (6年間貸付け の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 国公立：1,080万円（月額15万円） 私立：1,440万円（月額20万円） 		1,080万円（月額15万円） （国公立・私立共通）
	小児科コース ^{※2} 又は産婦人科コース ^{※3} の貸付加算を受けている場合は、上記に加え、60万円～180万円が加算される（月額5万円、最大3年間）		
貸付期間	貸付開始から正規の修業期間を経過するまでの期間 (1年生から貸付け：6年間 2年生から貸付け：5年間 3年生から貸付け：4年間)		
利息	10%（平成30年度以降の新規貸付決定者から適用）		
主な返還 免除要件	医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める医療機関に勤務したとき		
返還の 猶予期間	4年間 ただし、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る）その他 正当な事由により知事が定める医療機関において医師の業務に従事できないと 認められた期間は、猶予期間を加算		

※1 千葉県出身者とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- ・ 千葉県内に住所を有する方
- ・ 大学に入学するために住所を変更した方であって、当該変更をした日前の1年間、千葉県内に住所を有していた方
- ・ 千葉県内に所在する高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校の高等課程）を卒業し又は修了した方
- ・ 二親等以内の親族が千葉県内に住所を有する方

※2 制度利用者のうち、将来、小児科医を目指す4年生以上の制度利用者を対象に、月額5万円を貸付加算するコースです。長期支援コース又はふるさと医師支援コースに係る返還免除要件に加えて、小児科医として勤務するなどの要件を付しています。

※3 制度利用者のうち、将来、分娩を取扱う産科医（分娩取扱医師）を目指す4年生以上の制度利用者を対象に、月額5万円を貸付加算するコースです。長期支援コース又はふるさと医師支援コースに係る返還免除要件に加えて、分娩取扱医師として勤務するなどの要件を付しています。

(2) 貸付加算のコース

長期支援コース又はふるさと医師支援コースを受けている方のうち、将来、小児科医又は産科医（分娩取扱医師）を目指す方については、貸付金の加算を受けることが可能です。

加算を受けるには、別途申請が必要となるほか、各種要件がありますので、申請の前によく確認ください。

ア 小児科コース修学資金

(ア) 対象者

将来、県内の医療機関で、小児科医として従事しようとする4年生以上の医学部生

(イ) 貸付枠

4名程度（当該年度の予算によって変動します）

(ウ) 加算額

5万円／月

(エ) 勤務要件（①、②いずれも満たすこと）

- ① 臨床研修修了後、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務すること。
- ② 次のa又はbいずれかの医療機関で勤務すること。
 - a 地域A群又は小児科の相対的医師少数区域における、小児科を標榜している医療機関で、義務履行年数のうち2年以上勤務
 - b 周産期母子医療センターで勤務（新生児科医のみ）

イ 産婦人科コース修学資金

(ア) 対象者

将来、県内の医療機関で、産科医（分娩取扱医師）として従事しようとする4年生以上の医学部生

(イ) 貸付枠

2名程度（当該年度の予算によって変動します）

(ウ) 加算額

5万円／月

(エ) 勤務要件（①、②いずれも満たすこと）

- ① 臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も産科医（分娩取扱医師）として勤務すること。
- ② 次のa又はbいずれかの医療機関で勤務すること。
 - a 地域A群又は産科の相対的医師少数区域における、分娩を取扱っている医療機関で、義務履行年数のうち2年以上勤務
 - b 周産期母子医療センターで勤務

3 返還免除の要件

医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした制度です。

やむを得ない場合を除き、貸付けを受けたすべての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度であることをご理解ください。

返還免除要件は、大きく分けて2種類あります。

(1) キャリア形成プログラムの満了

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める医療機関に勤務したとき。

(2) その他の理由

業務上の事由による死亡等により、上記(1)を満たすことが不可能となった場合。

[具体的な取扱い]

- ・ 医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった時、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務が免除されます。
- ・ 上記以外の理由で、修学資金貸付制度利用者が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなった時は、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務の全部又は一部を免除することがあります。

4-1 キャリア形成に関する支援（卒前・卒後共通）

（1）千葉県医師キャリアコーディネータ

キャリアコーディネータとは、県医療整備課に非常勤で勤務している、現役の医師です。

制度利用者と顔の見える関係を構築しつつ、関係大学や専門研修基幹施設とも連携し、皆様が抱えているキャリアに関する悩みに応えます。

令和8年3月末時点で3名のキャリアコーディネータが在籍しており、いつでも相談することが可能です。

臨床研修2年目の冬頃には、希望する診療科などをもとに、皆様を担当するキャリアコーディネータを決定します。

[キャリアコーディネータを紹介（令和8年3月末時点）]

キャリアコーディネータ	所属など	出勤日
 吉村 健佑 先生	<ul style="list-style-type: none">千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター長精神科医	毎週火曜日
 橋田 知明 先生	<ul style="list-style-type: none">東千葉メディカルセンター 救命救急センター長	第2 / 第4水曜日
 齊藤 景子 先生	<ul style="list-style-type: none">千葉大学医学部附属病院 消化器内科地域枠医師等キャリアデザイン 機構（CORD）理事	第1 / 第3金曜日

<県ホームページ>
キャリアコーディネータ



(2) 千葉県医師キャリアサポーター

県内における各地域の医療機関で活躍している先輩医師の中から、制度利用者のキャリア形成支援に関する相談などにご協力いただける方を、千葉県医師キャリアサポーターとして任命しています。実際に義務履行中の先輩医師もいるので、リアルな経験談を聞くこともできます。

令和7年9月時点で、24名のキャリアサポーターが在籍しており、いつでも相談することが可能です。

[キャリアサポーターの一覧(令和7年9月時点)]

基本領域順 且つ 登録順

No.	基本領域	診療科	氏名	所属
1	内科	内科・糖尿病内科	小林 一貴	きむらクリニック
2	内科	糖尿病・代謝・ 内分泌内科	大西 俊一郎	国際医療福祉大学病院
3	内科	感染制御部・感染症内科	谷口 俊文	千葉大学医学部附属病院
4	内科	脳神経内科	鈴木 優太郎	千葉大学医学部附属病院
5	内科	内科(総合診療科)	田村 弘樹	東千葉メディカルセンター
6	小児科	新生児科	佐藤 雅彦	東京女子医科大学八千代医療センター
7	小児科	小児科・小児集中治療科	木村 翔	東京女子医科大学八千代医療センター
8	精神科	精神神経科	新津 富央	千葉大学大学院医学研究院精神医学
9	精神科	精神神経科	鈴木 耕輔	千葉大学医学部附属病院
10	整形外科	整形外科	荒木 貴裕	千葉県済生会習志野病院
11	産婦人科	産婦人科	岡安 慶太	君津中央病院
12	脳神経外科	脳神経外科(救急科)	吉田 陽一	千葉市立海浜病院
13	脳神経外科	脳神経外科	團 裕之	日本医科大学千葉北総病院
14	救急科	救急科・集中治療部	星野 翔太	東千葉メディカルセンター
15	救急科	救命救急センター	舩越 拓	東京ベイ・浦安市川医療センター
16	救急科	救急科	岡田 昌彦	帝京ちば総合医療センター
17	形成外科	形成外科、皮膚科、 美容皮膚科	有川 俊輔	ありかわ皮フ科・形成外科クリニック 千葉駅前
18	リハビリテーション科	地域医療教育学	尾崎 尚人	千葉大学大学院医学研究院
19	総合診療科	地域医療教育学 特任教授	鋪野 紀好	千葉大学大学院医学研究院
20	総合診療科	総合診療科	青木 信也	医療法人 SHIODA 塩田病院
21	総合診療科	家庭医診療科	岩間 秀幸	亀田ファミリークリニック館山
22	総合診療科	内科	村山 愛	君津中央病院大佐和分院
23	総合診療科	総合診療科	林 亮佑	安房地域医療センター
24	総合診療科	総合診療科	曾我井 大地	さんむ医療センター

キャリアコーディネータ、キャリアサポーターへ相談したい!

千葉県医療整備課まで連絡ください。連絡を受けたのち、具体的な日程調整や相談方法について調整させていただきます。相談申込み先は、次のとおりです。

■所属：千葉県 医療整備課 医師確保・地域医療推進室

■電話：043-223-3883 メール：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

<県ホームページ>
キャリアサポーター



(3) 千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター

千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターでは、各医療機関における研修プログラムを案内するほか、センター主催のハンズオンセミナーを多数開催しています。

医学部1年生から利用会員に登録することが可能で、様々なお役立ち情報が得られるほか、病院見学のサポートなどの各種特典がありますので、ぜひ会員登録をご検討ください。

なお、当該サービスは修学資金貸付制度利用者には限定したのではなく、対象要件に合致する医学部生、医師の方々に広くご利用いただいています。

[千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターの会員特典]

(令和8年4月時点)

区分	特典内容 (原則として1施設1回限りの補助です)	利用 会員	ふるさと 医師	登録医師 登録研修医
病院見学	病院見学のサポート&交通費補助(3,000円) ^{※1}	○	—	—
	上記に交通費補助増額(+1,000円)	—	○	—
セミナー	セミナー等開催案内	○	○	○
	セミナー受講の参加費割引(1,000円)	—	—	○
相談	進路相談・研修相談	○	○	○
就職	医師・研修医の就職活動 ^{※2} 及び臨床研修医二次募集 ^{※3} 等 交通費補助(5,000円)	○	○	○
	ふるさと医師奨励金(千葉県内医療機関入職時)	—	○	○

※1 医学部生が就職活動で病院に行く場合

※2 現在、医師又は研修医として勤務している方が対象

※3 医学部生が対象

[千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターとは]

千葉県が設置した施設で、その業務をNPO法人千葉医師研修支援ネットワーク[※]に委託し、医師や医学部生の皆様へ、様々なサポートを行っています。

入会金・年会費は、ともに無料です。なお、利用会員、ふるさと医師、登録医師・研修医の登録は、NPO法人千葉医師研修支援ネットワークへの登録となります。

※ NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク

若手医師の育成や質の高い医療提供体制の構築を図ることなどを目的としており、千葉県内の医療機関と一致協力して、県内で働く医師の養成及び確保に関する事業を行っています。

○所在地：千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学医学部附属病院 教育研修棟2階

○電話：043-222-2005

○メール：office-jjj@dcs-net.org

<ホームページ>
千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター



<ホームページ>
NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク



4-2 キャリア形成に関する支援（卒前）

（1）キャリア形成卒前支援プラン【プラン全文は様式・規程編63ページに掲載】

地域医療へ貢献する意思を有する医学部の学生に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、「千葉県キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。

令和5年度以降、千葉県地域枠で入学した学生またはキャリア形成プログラムの適用について同意した学生が対象です。

（2）卒前支援プロジェクト

キャリア形成卒前支援プランに基づき、地域医療に関する講義やセミナー、イベント等を実施しています。これを「卒前支援プロジェクト」と位置付けています。

<ホームページ>
卒前支援プロジェクト



ア 対象者

キャリア形成卒前支援プランの対象者

令和4年度以前に千葉県地域枠で入学した学生、または、千葉県地域枠以外の枠で入学し、千葉県キャリア形成プログラムの適用に同意した学生においても、卒前支援プロジェクトの参加を推奨します。

イ 参加回数

入学から卒業までの期間を通じて最低3回以上、卒前支援プロジェクトに参加するよう努めてください。なお、「キャリアコーディネータ等への相談」及び「大学における地域医療学の講義の受講等」は、入学時から卒業までの期間を通じて1回のみ算定可能です。

〔卒前支援プロジェクトの一例〕

病院見学バスツアー	修学資金生座談会
<p>修学資金を利用している他大学の仲間と、地域医療を支える医療機関を見学します。複数の医療機関を巡るので、様々な地域医療を見聞することができるチャンスです！</p>  <p>R8. 2. 7 実施@君津中央病院</p>	<p>キャリアコーディネータ及びキャリアサポータの先生方から、自身の体験談をお話いただくほか、医師のキャリア形成や制度利用者が日頃抱える不安や疑問等について助言をいただくことができます！</p> 

(3) キャリア形成プラン（卒前シート）の作成

卒前支援プロジェクトに参加した際は、キャリア形成プラン（卒前シート）を作成していただきます。

作成いただいたキャリア形成プランは、適宜、千葉県医療整備課までメールにて提出ください。

[キャリア形成プランの様式（卒前シート）]

キャリア形成プラン【卒前シート】

○更新日：2025年4月1日

・キャリア形成プラン【卒前シート】は、卒前支援プロジェクトに参加した都度記載し、chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp宛てに提出してください。

・卒前支援プラン及び卒前支援プロジェクトは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

【基本情報】				メールアドレス	d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp						
フリガナ 氏名	ケンチョウ ハナコ	修学生 番号	(記入不要)	医師修学 資金貸付 コース名	長期支援コース（地域枠） （千葉大：H21-H25）	貸付決定年度	H24	大学名	千葉大学	貸与年数	6年
	県庁 花子		(記入不要)		出身区分 貸付決定年度がH23のみ				義務年限	(自動入力)	

【卒前支援プロジェクト参加報告】

№	年度		学年	カテゴリー	プロジェクト名称	参加年月日
	西暦	和暦				
1	2023	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	修学資金貸付制度説明会	令和5年5月27日
2	2023	(自動入力)		大学カリキュラム	地域医療学（1～2年次）	令和5年6月30日
3	2024	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	病院見学バスツアー	令和6年7月16日
4	2024	(自動入力)		相談	キャリアコーディネータへ相談	令和6年8月1日
5	2024	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	キャリア形成に関する座談会	令和6年8月30日
6		(自動入力)				
7		(自動入力)				
8		(自動入力)				
9		(自動入力)				
10		(自動入力)				

【相談内容の記録（自由記述）】

相談年月日	学年	相談内容
令和6年8月1日	2年生	資格の取得や病院選定に向けた事前準備など、在学期間中にできるキャリアアップについて助言いただいた。

[キャリア形成プランの提出先]

- 提出先：千葉県 医療整備課 医師確保・地域医療推進室
医師修学資金貸付担当 あて
- メール：chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp

<県ホームページ>
キャリア形成プラン様式



4-3 キャリア形成に関する支援（卒後）

医師免許を取得した後は、2年間の臨床研修を経て、専門医の取得など、医師としてのキャリアを築いていきますが、同時に修学資金の返還免除に向けた勤務を行うこととなります。

そこで、返還免除に向けた勤務と医師としてのキャリアを両立することができるよう、千葉県ではキャリア形成プログラムと診療科別コースを設けています。

また、非常勤勤務（短時間勤務）を義務年限に認めるなど、返還免除を目指しやすい環境を整えています。

（1）臨床研修病院と特定病院等

ア 臨床研修

医学部6年生の夏頃に、研修する病院を自ら選択します。原則、県内の基幹型臨床研修病院を選択していただきますが、やむを得ない場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することが可能です。

研修の中断等の事情がなければ、2年間で研修は修了しますので、勤務を要する年数のうち、2年分を臨床研修の修了で履行することになります。

県外の基幹型臨床研修病院を選択する場合の注意点

- ・ 県外での臨床研修期間は義務年限に算定されず、「猶予期間1」（17頁）が適用されます。
- ・ その分、いずれかの医療機関群で勤務する必要があります。

[やむを得ない場合とは？]

- ✓ マッチング終了時点で、県内の臨床研修病院から採用内定が得られなかった場合。
- ✓ 希望する臨床研修を実施する病院が限られており、県内だけでは採用見込みが低い等、キャリア形成上の事情がある場合。

医師臨床研修マッチング

- ・ 臨床研修病院の選択は、就職活動を踏まえて、医学部生・病院が、それぞれ優先順位をつけて全国統一の「マッチングシステム」に登録し、機械的にマッチングされます（医師臨床研修マッチング協議会が実施）。
- ・ マッチングできなかった場合は、個別に就職活動を継続し、研修先を選択します。

<ホームページ>
マッチング協議会



イ 特定病院等での勤務

臨床研修の修了後に勤務する、返還免除の要件にあった病院又は診療所のことを「特定病院等」と呼びます。

臨床研修と同様、各自が希望の診療科を踏まえて就職活動により勤務先を選択しますが、返還免除の要件に合致しているかを県が確認したうえで、個人あてに「特定病院等の指定」の通知をします。

特定病院等で勤務した期間は、勤務先から証明書を作成してもらいます。これを積み重ねていき、要件を満たす状況となったら、返還免除の手続きを取ります。

(2) キャリア形成プログラム【プログラムは21～38頁に掲載】

キャリア形成プログラムとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画です。令和8年4月時点で、次の6つのプログラムがあります。

臨床研修1年目から2年目にかけて、自身が希望する診療科や勤務先などと照らし合わせて、いずれかのキャリア形成プログラムを必ず選択いただきます。

[キャリア形成プログラムの種類と主な特徴]

キャリア形成プログラム	特徴	運用開始
新プログラム (24頁)	最もベーシックなプログラムです。診療科の制限はありません。 地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上の勤務が必要です。	H30
旧プログラム (27頁)	平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた県内出身の方が選択することができるプログラムです。診療科の制限はありません。 地域の病院群で3年以上の勤務が必要です。	H30
政策医療分野プログラム (28頁)	産科（分娩取扱医師）、新生児科（周産期専門医）、救急科志望者向けのプログラムです。 当該診療科の専攻医又は専門医として、周産期母子医療センターや救命救急センターで勤務することが基本となります。	R2
診療支援部門プログラム (30頁)	放射線科、病理、臨床検査志望者向けのプログラムです。 当該診療科の専攻医又は専門医として、地域A群又は県内の当該診療科の専門研修プログラムの研修施設において勤務することが基本となります。	R4
小児科プログラム (33頁)	小児科志望者向けのプログラムです。 小児科の専攻医又は専門医として、小児A群又は小児B群で通算4年以上、うち小児A群で通算2年以上の勤務が必要です。	R7
産科プログラム (36頁)	産科（分娩取扱医師）志望者向けのプログラムです。 産婦人科（分娩取扱医師）の専攻医又は専門医として、産科A群又は産科B群で通算4年以上、うち産科A群で通算2年以上の勤務が必要です。	R7

＜県ホームページ＞
キャリア形成プログラム



基本領域別・選択可能なキャリア形成プログラム

基本領域

内科	泌尿器科
皮膚科	脳神経外科
精神科	麻酔科
外科	形成外科
整形外科	リハビリテーション科
眼科	総合診療
耳鼻咽喉科	
産婦人科（分娩を取り扱わない場合）	

選択可能なキャリア形成プログラム

〔各プログラムのポイント〕

- 新** 地域A群と地域B群で4年以上勤務、うち地域A群で2年以上勤務
- 旧** 地域の病院群で3年以上勤務（※）
- 政** 原則、周産期母子医療センター又は救命救急センターで勤務
- 診** 当該診療科の専門研修プログラムの研修施設での勤務が基本
- 小** 小児A群と小児B群で4年以上勤務、うち小児A群で2年以上勤務
- 産** 産科A群と産科B群で4年以上勤務、うち産科A群で2年以上勤務

（※）H28年度までの新規貸付者と、H29年度の新規貸付者（県内出身者）が選可能

小児科（新生児科以外）

新プログラム
旧プログラム

小児科
プログラム

小児科（新生児科）

新プログラム
旧プログラム

政策医療分野プログラム
（新生児科）

小児科
プログラム

産婦人科のうち産科（分娩取扱医師）

新プログラム
旧プログラム

政策医療分野プログラム
（産科）

産科
プログラム

救急科

新プログラム
旧プログラム

政策医療分野プログラム
（救急科）

放射線科	臨床検査
病理	

新プログラム
旧プログラム

診療支援部門プログラム

(3) 診療科別コース

診療科別コースとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立できるよう、主に専門研修以降のキャリアパスの見通しを示したもの（モデルコース）です。

『臨床研修修了後、どの医療機関（特定病院等）で勤務するのか』『取得可能な資格は何か』などをまとめています。

県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コースを策定しており、19の基本領域（診療科）すべてのコースを設けています。

キャリア形成プログラムと同時に、いずれかのコースを選択いただきます。万が一、希望するコースがない場合は、オリジナルコースの作成を医療機関へ打診することも可能*ですので、臨床研修2年目までに県へ相談ください。

※ 専門研修プログラムの基幹施設が県内の場合に限りです。

診療科別コースのメリット		
200を超える選択肢！	勤務先に悩む必要なし！	博士号・サブスベも取得可能！
200を超える診療科別コースを用意しており、どの領域の専門医資格でも取得可能！	コース管理者が進路をサポート！キャリアに合わせて義務履行に必要な地域の病院を提案！	コースによっては、博士号やサブスペシャリティの取得といったキャリアアップが可能！

【診療科別コースの様式（例として新プログラムに紐づく様式を掲載）】

別紙1

○○病院—○○科—○○科

診療科別コース

<ホームページ>
診療科別コース



1 概要

診療科（基本領域）	○○科—○○科
キャリア形成支援機関	○○病院
診療科別コース管理者 所属 職 氏 名	○○科 科長 ●● ●●
問合せ先	XXX-XXX-XXXX abc.def@xxx.co.jp
コースの特長	・幅広い医療機関から就業先を選択可能 ・大学院での学術研究により博士取得可能

・診療科
・コースを策定した
医療機関

2 取得可能な資格、知識、経験等

取得可能な資格、知識、経験等	備考（標準的な取得時期等）
○○専門医	医師免許取得後6年目
○○専門医	医師免許取得後7年目
医学博士	医師免許取得後6～9年目

・取得可能な資格

3 キャリアパスのイメージ（想定就業例であり将来的な配置を約束するものではありません）

状況	1年目	2年目	3年目			7年目	8年目	9年目
			連携	連携	基幹			
勤務先 医療機関※	臨床研修	臨床研修	B*	A*	C*	C*	A*	B*

・医療機関群別の
勤務が想定される
時期

※勤務先医療機関：臨床研修病院群…県内の臨床研修病院
A…地域A群、B…地域B群、C…県内病院群、猶予…県外での勤務等による猶予
A非…地域A群非常勤での勤務、B非…地域B群非常勤での勤務、C非…県内病院群非常勤での勤務

4 勤務が想定される医療機関（将来的な配置を約束するものではありません）

地域A群	地域B群	県内病院群
△△病院 ▼▼病院 ××クリニック	■■病院 ◆◆医療センター ◇◇病院 ◎◎病院	●●病院 ▲▲病院 □□医療センター

・勤務が想定される
医療機関

5 診療科別コース管理者からのメッセージ

- ・関連病院を中心に自由度の高いコースになっているので、いろいろな病院で経験を積めます。
 - ・診療科別コース管理者を中心としたサポート体制が充実しています。
- (注意事項)
- ・実際の勤務先等はその時点での診療科の事情や猶予期間（妊娠・出産・育児・介護等、学位取得や留学等）等の影響を受けるため、上記の内容と異なる場合があります。
 - ・診療科別コースを選択した上で、診療科別コース管理者との相談等を通じて個別の事情を考慮したキャリア

県外の専門研修基幹施設を選択したい場合

- ・県外の専門研修基幹施設のプログラムを選択することも可能です。
- ・ただし、この場合、猶予期間の加算はできません（19頁）。
- ・また、県外で勤務した分、県内で勤務いただく必要があります。

(4) 非常勤勤務（短時間勤務）等の常勤換算

勤務形態の多様化に伴い、非常勤勤務（短時間勤務）を雇用契約の勤務時間に
 応じて、常勤勤務に換算することができるようにしています。

ただし、従事期間の算定は1年毎に行いますが、勤務した各医療機関の常勤
 換算の合算で1年を超えたとしても、1年として算定すること、時間外勤務等を
 換算することはできないことに留意してください。

また、常勤換算後の年数と1年間との差については、「猶予期間」を適用しま
 すが、育児や介護など、やむを得ない事情の場合は、猶予期間の加算を申請する
 ことも可能です（猶予期間の詳細は、17～19頁）。

[非常勤勤務の常勤換算方法]

勤務時間	常勤換算した勤務年数※
31時間以上	1年
28時間以上、31時間未満	0.8年
24時間以上、28時間未満	0.7年
20時間以上、24時間未満	0.6年
16時間以上、20時間未満	0.5年
12時間以上、16時間未満	0.4年
8時間以上、12時間未満	0.3年
4時間以上、8時間未満	0.2年
2時間以上、4時間未満	0.1年

<県ホームページ>
 非常勤勤務の常勤換算



※ 勤務期間が通年でない場合、義務履行年数に「勤務した月数／12月」を乗じます（小数点第2位
 切上げ）

例) 週25時間で6月勤務する場合 ⇒ 0.7年×6月／12月＝0.4年

[年間における換算の上限の例]

地域B群で週40時間（1年分）＋地域A群で週8時間（0.3年分）の場合

地域B群は「0.7年分」、地域A群は「0.3年」として換算します。

* 地域A群での勤務実績を優先し、地域B群の0.3年分を非換算します。

[当直勤務]

- ・ 宿直（16時間程度）及び日直（8時間程度）の1回を日勤1日分（7時間45分）
 として換算します。
- ・ 1年間の合計時間を、2015時間（52週×5日×7時間45分）で除した数を
 義務履行年数とします（小数点第2位を切り上げ）。
- ・ 年間104時間（52週×2時間）、回数換算すると年間14回の当直勤務が
 下限です。

5 猶予期間（配慮事項）について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

そのほか、「貸付期間満了前に貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき」、「災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき」も申請により返還猶予が受けられます。

また、貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援やそれぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を加算することも可能です。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間1）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間2又は3）に区分されます。猶予加算を希望する場合は、再度、猶予申請書を提出していただきます。

（1）猶予期間の種類

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予3に該当しない県外勤務 ^{※1} 等	4年
申請により加算 ^{※2}	猶予期間2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じて期間を設定
	猶予期間3	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限り）	基本領域取得に必要な最低限の期間

※1 やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間1」が適用されます。

※2 「猶予期間2」及び「猶予期間3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1月に満たない場合は1月とみなすため、正当な理由がある期間が1月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

（2）猶予期間1について

活用にあたって、条件はありません。4年間を上限に、誰でも活用することができます。大学院や海外留学で活用する制度利用者が多い印象です。

なお、産休や育休など、猶予期間2又は猶予期間3に該当する理由であっても、4年間で足りる場合や猶予加算の希望がない場合は、猶予期間1を適用します。

短時間勤務に伴う猶予期間1の適用

短時間勤務を常勤換算した結果、1年に満たない場合は、1年との差について猶予期間1を適用します。

例) 週30時間勤務を1年間実施 ⇒ 0.8年分は義務履行、0.2年分は猶予期間1を適用

(3) 猶予期間2について

主に、出産や育児、疾病などのライフイベントに対応した猶予加算です。加算を希望しない場合は、猶予期間1（4年間）を適用します。

なお、加算手続きは、原則事前申請ですが、遡って申請することも可能です。

ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理由	猶予期間の上限
休業 離職	疾病	精神疾患等は3年6月、それ以外は3年3月
	出産	産前産後8週
	育児	子が3歳に達するまで
	看護 (介護含む)	要介護者1人につき3年（要介護者の状態が2週間以上継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾病 看護 (介護含む)	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間 (1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算)
	育児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間 (1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算)

イ その他

理由	猶予期間
<p>新プログラムの地域A群（旧プログラムの地域の病院、小児科プログラムの小児A群及び産科プログラムの産科A群）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、<u>非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内 病院を主な勤務先としている場合</u> ⇒ 使える猶予が他にない状態になった時に使える猶予です</p>	<p>地域A群を除く県内の医療機関における勤務期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）</p>
<p>新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合</p>	<p>県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間</p>

《参考》新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
勤務 状況 等	臨床研修 2年		千葉市内の病院 県内病院群3年			地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行		理由を問わない猶予 4年分				申請により 猶予期間を加算				
	地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる															

(4) 猶予期間3について

専門研修の過程で、やむを得ず県外の連携施設などで勤務を行う場合に対応した猶予加算です。加算を希望しない場合は、猶予期間1（4年間）を適用します。

なお、加算手続きは、原則事前申請ですが、遡って申請することも可能です。

ア 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（1領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院等でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（1つ）の取得に必要な期間、特定病院等でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。

「基本領域（1領域）」「専門医（1つ）」の補足

義務履行中に転科した場合やダブルボードを取得する場合であっても、1領域限り適用可能です。

例) 救急科と麻酔科のダブルボードを目指しているところ、救急科の専門研修（基幹は県内）で県外の連携施設に勤務することになった。

⇒ 救急科で猶予期間3を適用した場合、麻酔科の専門研修では猶予期間3を使用することはできない。

《参考》基本領域別の専門医取得に必要な期間 ※日本専門医機構が規定

領域	最低限の期間	領域	最低限の期間	領域	最低限の期間
内科	3年	眼科	4年	臨床検査	3年
小児科	3年	耳鼻咽喉科	4年	救急科	3年
皮膚科	5年	泌尿器科	4年	形成外科	4年
精神科	3年	脳神経外科	4年	リハビリテーション科	3年
外科	3年	放射線科	3年	総合診療	3年
整形外科	4年	麻酔科	4年		
産婦人科	3年	病理	3年		

※ 従来の学会認定の専門医を取得する場合の最低限の期間についても、上表の期間とする。

（例：血液内科を専攻する場合は、内科領域の3年とする）

6 必要な手続きについて

貸付けの開始から返還免除の要件を満たすまでは、長期間になります。

制度利用者の皆様の支援を行うためには、正確な学年や義務履行の状況を把握する必要があるため、県との情報共有が欠かせません。

どれも重要な手続きです。必ず提出いただくようお願いいたします。

[主な手続きと必要書類]

該当事例	必要な書類		頁数※
毎年度	現況報告書 [在学中]		1
	現況報告書 [医師]		2
卒前支援プロジェクトに参加した時	キャリア形成プラン [卒前シート]		3
毎年3月10日まで (6年生以降)	キャリア形成プラン [卒後シート]		4, 5
変更の都度	氏名(住所)変更届		6
	連帯保証人変更届	連帯保証人の変更の例	7
		参考: 誓約書	8
		連帯保証人の住所変更時の例	9
貸付期間満了時	修学資金借用証書		10
	修学資金返還猶予申請書	卒業後に提出する場合	11
		在学中に提出する場合	12
		国家試験不合格の場合	13
臨床研修の開始時と修了時	臨床研修開始等届	研修を開始する時	14
		研修を修了した時	15
特定病院等で勤務中に、勤務先を変更するとき	医師業務従事開始届		16
特定病院等で勤務した年度末	医師業務従事期間証明書	常勤	17
		常勤(地域B群)・専攻医の勤務	18
		非常勤(短時間)勤務	19
		当直勤務	20
		不定期勤務	21
勤務(研修)を中断するとき	臨床研修中断等届 注) 特定病院勤務中もこの様式を使用します		22
猶予加算を受けたいとき	修学資金返還猶予申請書	産休・育休	23
		育児による短時間勤務	24
		疾病による療養	25
		専門医取得	26
免除要件を満たしたとき	修学資金返還免除申請書		27

※「様式・規程編」の頁数を記載しています。

<県ホームページ>
各種様式



7 キャリア形成プログラムの内容

(1) 各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅、君津保健医療圏
小児科の相対的医師少数区域	東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津保健医療圏
産科の相対的医師少数区域	東葛北部、香取海匝保健医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 〔右記の条件に当てはまる地域は「県内の千葉市以外の地域」となります。〕	<p>以下に掲げる区域を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師少数区域 ・ 地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏 (東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏)
各保健医療圏	下表のとおり
臨床研修病院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに沿って勤務する医療機関等

【注意】

- ・ 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ・ ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

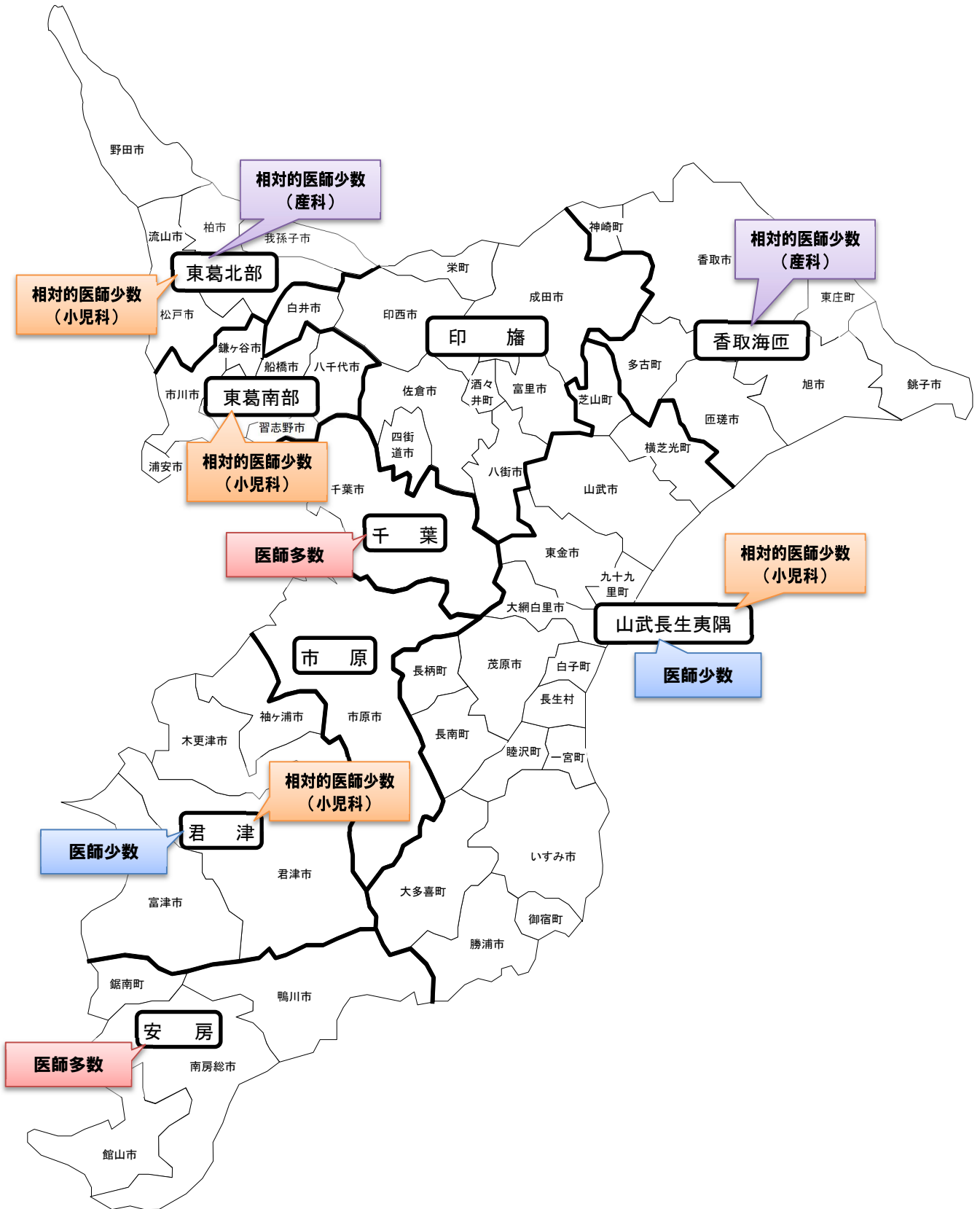
(2) 保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原市

＜県ホームページ＞
キャリア形成プログラム



[参考：千葉県における二次保健医療圏（令和8年4月時点）]



[参考：基幹型臨床研修病院一覧]

- (千葉市) 千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、
千葉県立病院群（千葉県がんセンター）、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
千葉中央メディカルセンター
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋中央病院、船橋市立医療センター、セコメディック病院、
千葉徳洲会病院、船橋二和病院
- (市川市) 国立国府台医療センター、行徳総合病院、
国際医療福祉大学市川総合病院
- (浦安市) 東京ベイ浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、新松戸中央総合病院、新東京病院、
千葉西総合病院
- (流山市) 東葛病院
- (柏市) 名戸ヶ谷病院、柏厚生総合病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (野田市) 野田総合病院
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和8年4月1日時点

<県ホームページ>
臨床研修病院



(3) 各プログラムの内容

ア 新プログラム

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域A群	2年以上	2年以上	2年以上
地域B群	地域A群と通算して4年以上	地域A群と通算して3.5年以上	地域A群と通算して3年以上
県内病院群	地域A群・B群と通算して7年	地域A群・B群と通算して5.5年	地域A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
地域A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院 （香取市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター （多古町）国保多古中央病院 （東庄町）東庄町国民健康保険東庄病院 （銚子市）銚子市立病院 （匝瑳市）国保匝瑳市民病院 （南房総市）南房総市立富山国保病院 （鋸南町）鋸南町国民健康保険鋸南病院 （鴨川市）鴨川市立国保病院 （市原市）千葉県循環器病センター
地域B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（地域A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	① 県内の病院（地域A群及び地域B群の病院を除く） ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

[地域A群]

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

- (香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- (多 古 町) 国保多古中央病院
- (東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
- (銚 子 市) 銚子市立病院
- (匝 瑳 市) 国保匝瑳市民病院
- (南房総市) 南房総市立富山国保病院
- (鋸 南 町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院
- (鴨 川 市) 鴨川市立国保病院
- (市 原 市) 千葉県循環器病センター

令和8年4月1日時点

<県ホームページ>
地域A群と地域の病院群



[地域B群]

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。ただし、地域A群を除く。

① 自治体病院

- (船橋市) 船橋市立医療センター、船橋市立リハビリテーション病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 柏市立柏病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院

令和8年4月1日時点

② 地域医療支援病院

- (市川市) 国立国府台医療センター、国際医療福祉大学市川総合病院
- (船橋市) 船橋市立医療センター、船橋中央病院
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和8年4月1日時点

③ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

[県内病院群]

① 県内の病院（地域A群及び地域B群の病院を除く）

② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの地域B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者に相談ください。)

イ 旧プログラム

平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた県内出身の方が選択できるプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群*	2年	2年	2年
地域の病院群	3年以上	2.5年以上	2年以上
専門研修プログラムを有する県内病院群	地域の病院群と通算して7年	地域の病院群と通算して5.5年	地域の病院群と通算して4年

※ 県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
地域の病院群	① 新プログラムの地域A群の医療機関 ② 以下に掲げる3つの病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市桜木園（千葉市） ・ 船橋市立リハビリテーション病院（船橋市） ・ 柏市立柏病院（柏市）
専門研修プログラムを有する県内病院群	① 専門（後期）研修プログラムを有する県内病院 専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先を指します。 なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。 ② 県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所 （専攻医等の勤務に限定） 当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

ウ 政策医療分野プログラム

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
政策医療分野群	7年	5.5年	4年
	ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。		

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

《参考》基本領域の専門医取得のための最低限の期間

区分	政策医療分野のコース		
	①産科	②新生児科	③救急科
基本領域	産婦人科	小児科	救急科
最低限の期間	3年	3年	3年

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	<p>① 産科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院
	<p>② 新生児科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院
	<p>③ 救急科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の救命救急センターに指定されている病院 ・ 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群以外の医療機関群	<p>① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く）</p> <p>② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所</p>

[政策医療分野群]

① 産科／② 新生児科

■総合周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (鴨川市) 亀田総合病院

■地域周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
- (船橋市) 船橋中央病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

■地域A群のうち分娩を取扱っている病院

- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (山武市) さんむ医療センター（現在、分娩休止中）
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院、加藤病院、薬丸病院

令和8年4月1日時点

③ 救急科

■救命救急センター

- (千葉市) 千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 帝京大学ちば総合医療センター

■救急基幹センター

- (千葉市) 千葉メディカルセンター
- (香取市) 千葉県立佐原病院
- (市原市) 千葉県循環器病センター

令和8年4月1日時点

エ 診療支援部門プログラム

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
診療支援部門群	7年	5.5年	4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	<p>① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の<u>地域A群</u>又は<u>県内の放射線科専門研修プログラム</u>の研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。</p> <p>② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の<u>地域A群</u>又は<u>県内の病理専門研修プログラム</u>の研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。</p> <p>③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の<u>地域A群</u>又は<u>県内の臨床検査専門研修プログラム</u>の研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。</p>

本制度の趣旨は地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

《参考》診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

（以下、抜粋）

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

- ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。
- イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

[診療支援部門群]

① 放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、
量子科学技術研究開発機構QST病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター、
亀田総合病院附属幕張クリニック
- (習志野市) 谷津保健病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (市川市) 国際医療福祉大学市川総合病院※、国立国府台医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (柏市) 国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、
柏市立柏病院
- (松戸市) 新松戸中央総合病院
- (野田市) 江戸川病院
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院、
一般社団法人日本健康倶楽部千葉支部
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年12月1日時点

※ 令和8年3月31日までの病院名称は「東京歯科大学市川総合病院」。

② 病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、
千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (鎌ヶ谷市) 鎌ヶ谷総合病院
- (船橋市) 船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター、
千葉徳洲会病院
- (市川市) 国際医療福祉大学市川メディカルセンター^{※1}、
国際医療福祉大学市川総合病院^{※2}、国立国府台医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (流山市) 東葛病院
- (柏市) 国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (富里市) 成田富里徳洲会病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年12月1日時点

③ 臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター、
ちば県民保健予防財団千葉県庁医務室
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (柏市) 国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (流山市) 東葛病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (鴨川市) 亀田総合病院

令和7年12月1日時点

※1 令和8年3月31日までの病院名称は「国際医療福祉大学市川病院」。

※2 令和8年3月31日までの病院名称は「東京歯科大学市川総合病院」。

オ 小児科プログラム

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
小児A群	2年以上	2年以上	2年以上
小児B群	小児A群と通算して4年以上	小児A群と通算して3.5年以上	小児A群と通算して3年以上
県内小児病院群	小児A群・B群と通算して7年	小児A群・B群と通算して5.5年	小児A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
小児A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内小児病院群	① 県内の病院（小児A群及び小児B群の病院を除く） ② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

小児科プログラムにおいては、小児A群、小児B群、県内小児病院群いずれの医療機関群においても、小児科を標榜している医療機関であること。

[小児A群]

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域 ・ 相対的医師 少数区域	山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
相対的医師 少数区域	東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

- (香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- (多 古 町) 国保多古中央病院
- (東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
- (銚 子 市) 銚子市立病院
- (鴨 川 市) 鴨川市立国保病院
- (市 原 市) 千葉県循環器病センター

令和7年4月1日時点

[小児B群]

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、小児A群を除く。

① 自治体病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

令和7年4月1日時点

② 地域医療支援病院

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

(鴨 川 市) 亀田総合病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年4月1日時点

③ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

[県内小児病院群]

① 県内の病院（小児A群及び小児B群の病院を除く）

② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの小児B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者に相談ください。)

カ 産科プログラム

分娩を取扱っている医療機関において、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
産科A群	2年以上	2年以上	2年以上
産科B群	産科A群と通算して4年以上	産科A群と通算して3.5年以上	産科A群と通算して3年以上
県内産科病院群	産科A群・B群と通算して7年	産科A群・B群と通算して5.5年	産科A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

[医療機関群の説明]

医療機関群	カテゴリー
産科A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（産科A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内産科病院群	① 県内の病院（産科A群及び産科B群の病院を除く） ② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

産科プログラムにおいては、産科A群、産科B群、県内産科病院群いずれの医療機関群においても、分娩を取扱っている医療機関であること。

[産科A群]

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛北部及び香取海匝保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域 ・ 相対的医師 少数区域	山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
相対的医師 少数区域	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
	香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

対象施設なし

令和8年4月1日時点

[産科B群]

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。ただし、産科A群を除く。

① 自治体病院

(船橋市) 船橋市立医療センター

令和8年4月1日時点

② 地域医療支援病院

(市川市) 国際医療福祉大学市川総合病院

(船橋市) 船橋市立医療センター、船橋中央病院

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(成田市) 成田赤十字病院

(佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印西市) 日本医科大学千葉北総病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和8年4月1日時点

③ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

[県内産科病院群]

① 県内の病院（産科A群及び産科B群の病院を除く）

② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの参加B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者に相談ください。)

8 貸付決定の取り消し

(1) 貸付決定の取り消し


貸付期間が満了する前に、次のいずれかの事項に該当した場合、貸付けの決定を取り消します。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

該当事項	説明
死亡したとき。	—
退学したとき。	—
心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。	ケガなどで、修学の見込みがないと認められるときを想定しています。
修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。	辞退届（6号様式）が提出されたときを想定しています。
その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。	行方不明になってしまった場合などを想定しています。

(2) 取り消し以外で貸付けを行わない場合

制度利用者（学生）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。



**休学、停学、復学に該当する場合は、
速やかに県まで連絡ください！
（医療整備課：043-223-3883）**

(3) その他

正当な理由がなく、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則により提出すべきものとされた届出や報告等（現況報告書など）を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することがあります。

どれも重要な手続きです。必ず提出をお願いします。

9 貸付金の返還

次のいずれかの事項に該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

なお、平成30年度以降に新規貸付決定した修学資金貸付制度利用者の場合は、借り受けた修学資金に利息を付した金額を返還いただきます。

該当事項	説明
貸付期間が満了したとき。ただし、返還免除要件を満たす見込みである場合は除く。	全ての方が、貸付期間が満了した時に貸付金の返還義務が生じます。 一方で、同時に返還猶予の手続きを行うことから「貸付期間満了後、即返還」ということは、基本的には起こりません。
修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。	39頁を参照してください。
知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。	業務上の事由により死亡した場合は、この限りではありませんが、労務災害の認定など、個別の状況により判断します。
知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。	猶予期間を使い切った後も、特定病院等ではない医療機関で勤務を継続する場合や医師の業務に従事しない場合などが想定されます。

このほか、修学資金貸付制度利用者が正当な理由がなく、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により提出すべきものとされた届出や報告等（現況報告書など）を提出しないときは、修学資金の返還を請求することがあります。

返還に至るまでの勤務実績の取扱い

返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合は、それまでの勤務期間にかかわらず、貸付金の全額を一括して返還していただきます。

例) 義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還金額のうち、3分の1は免除されるのか？

⇒されません。勤務期間にかかわらず、貸付金の全額を一括して返還していただきます。

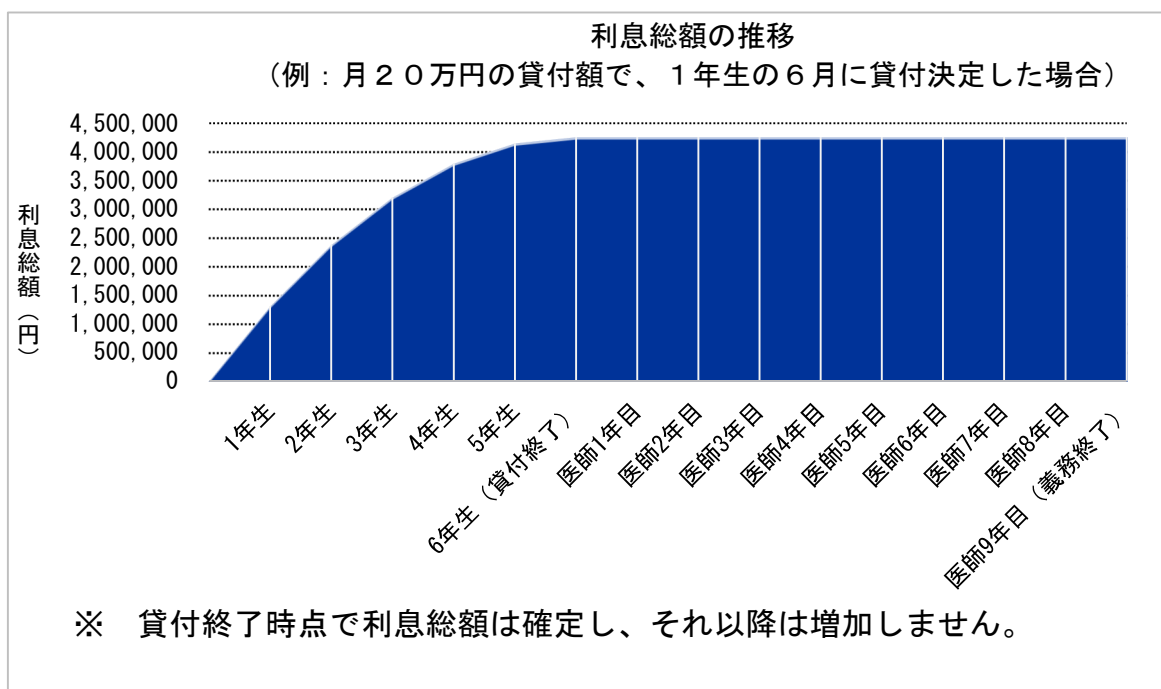
10 利息・延滞利子について

(1) 利息（平成30年度以降に新規貸付を受けた方のみ）

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息が発生します。

なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

6年間の貸付けによる実際の利息総額は、月20万円の貸付けを受けた場合は約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は約320万円となります。



(2) 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子が発生します。

やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

11 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、貸付利息を含めて返還を猶予します。

該当事項	説明
修学資金の貸付けを取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき。	貸付けを辞退したことにより貸付決定を取消された場合であっても、学生の間は資力がないため、引き続き在学しているときには、猶予することができます。
知事が定める病院等での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。ただし、キャリア形成プログラムの履行中のみ適用。	貸付期間が満了した時、皆様は返還猶予申請を行いますが、その手続きがこれに該当します。ほとんどの制度利用者が、この理由により返還が猶予されます。
災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。	個別の状況により判断します。

12 住基ネットを使用した本人情報の確認

制度利用者及びその連帯保証人について、住所に変更があった場合は「氏名(住所)変更届」を提出していただきますが、転居後(入籍等の後)も変更届の提出がない場合は、住基ネットを利用して住所調査を行うことがあります。

(1) 調査の対象となる人

- ・ 制度利用者
- ・ 連帯保証人

(2) 調査を行うとき

制度利用者や連帯保証人が、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合など。

(3) 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の事実の確認

13 よくあるお問い合わせ

(1) 千葉県医師修学資金貸付制度について

問1 この貸付制度の目的は何でしょうか？

答1 千葉県医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした制度です。

「貸付け」という形を取ってはいますが、特段の事情がある場合を除き、貸付けを受けた全ての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度となっています。

問2 義務履行した年数に応じて、債務は減っていきますか？

答2 貸付期間の1.5倍の期間、特定病院等で勤務した時に、初めて債務が免除されます。義務履行年数に応じて債務が減ることはありません。

問3 貸付金の用途は決められているのでしょうか？

答3 用途の制限は、特にありません。

問4 在学期間の途中まで（例えば、4年生まで）貸付けを受けることは可能でしょうか？

答4 この貸付制度は、「正規の修業期間を経過するまでの期間」に対して貸付けを行います。したがって、貸付決定を受けた場合、6年生までは貸付けを受けることとなります。

例外として、例えば留年などで同じ学年が連続する場合、6年生を迎える前に貸付期間が満了します。

《例_1年生で貸付けを受けて、5年生で留年した場合》

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	5年生	6年生
貸 付 期 間	1年目 (貸付開始)	2年目	3年目	4年目	5年目	貸付期間 満了	貸付け なし

問5 他の奨学金制度などとの併用は可能でしょうか？

答5 併用の制限は設けていません。ただし、他の奨学金制度で定められた条件など（勤務条件や返還猶予など）が、千葉県医師修学資金貸付制度の返還免除に支障をきたすことがないか、よく確認ください。

(不安な場合は、県にお問い合わせください。)

問6 診療科の限定はありますか？

答6 原則、診療科は限定していません。県内の専門研修を行う多くの医療機関が診療科別コースを策定しており、19の基本領域（診療科）すべてのコースがあります。

(2) 在学中のあれこれ

問1 貸付金の振込は、いつになりますか？

答1 毎月25日に振込を行います。土日祝の場合は、前営業日に振り込みます。

問2 貸付金の振込日を変更することはできますか？

答2 貸付対象者全員に対して、一括で振込手続きを行うため、個別に振込日を変更することはできません。

問3 留年が決定しました。どうしたらいいのでしょうか？

答3 至急、県医療整備課までお電話ください。併せて、毎年、4月30日までに提出いただく「現況報告書」により、その旨を報告ください。

問4 休学（停学）することになります。どうしたらいいのでしょうか？

答4 至急、県医療整備課までお電話いただくとともに「大学休学（停学）届」を提出してください。併せて、毎年4月30日までに提出いただく「現況報告書」によりその旨を報告ください。

問5 復学することになります。どうしたらいいのでしょうか？

答5 至急、県医療整備課までお電話いただくとともに「大学復学（停学期間満了）届」を提出してください。併せて、毎年4月30日までに提出いただく「現況報告書」によりその旨を報告ください。

問6 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか？

答6 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。休学中においては、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで貸付けを行いません。

問7 医師国家試験が不合格だとどうなりますか？

答7 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得する必要があります。現行の医師国家試験の場合、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになります。

また、2回目の試験で合格となった場合でも、免許の申請手続きが遅れ1年3月以内の免許取得ができない場合は、返還していただくこととなりますので、速やかに手続きを行うようお願いします。

(3) 臨床研修の選択について

問1 臨床研修病院はどのように選択すればいいですか？

答1 医師修学資金貸付制度を利用していない医学部生と同様、医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングに参加していただきます。

問2 臨床研修病院は、どこを選択しても良いですか？

答2 原則、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムに参加してください。やむを得ない事情がある場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することができます。ただし、この場合は、当該研修期間に猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。また、当該研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があります。

問3 アンマッチになってしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

答3 至急、県医療整備課まで連絡ください。二次募集を行っている病院を紹介するなど、キャリアコーディネータとともに支援します。

(4) 勤務を要する期間について

問1 2年次から貸付けを受けた場合及び3年次から貸付けを受けた場合、それぞれの返還免除要件を満たすための勤務を要する期間はどのようになりますか？

答1 2年次から貸付けを受けた場合は7年6カ月、3年次から貸付けを受けた場合は6年となります。プログラムの種類によって異なることはありません(24～38頁参照)。

問2 地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。今後、地域A群での勤務は不要ですか？

答2 臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群の勤務として算定されません。したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です(24～38頁参照)。
なお、県内の臨床研修病院における臨床研修プログラムに基づき、県外の病院に勤務した場合であっても「臨床研修病院群」として算定します。

(5) キャリア形成プログラムについて

問1 キャリア形成プログラムの選択は、どのように行えばよいですか？

答1 希望する診療科などに基づき、ご自身で決定いただきます。臨床研修2年目の冬頃に、希望するキャリア形成プログラムを県から照会しますので、その照会への回答を以ってプログラムが決定します。

問2 キャリア形成プログラムの変更はできますか？

答2 適宜変更可能です。留意点として、これまでの勤務実績は、変更後のキャリア形成プログラムに基づき改めて算定します。その結果、変更前の就業実績が猶予扱いになってしまう場合がありますので、留意ください。

特に、診療科を限定しているプログラム（政策、診療、小児、産科）から新プログラムに変更する場合は、注意が必要です。

問3 政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

答3 基本的に、県内の周産期母子医療センターや救命救急センターにおける勤務のみで義務履行を目指すことができます。したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません（28～29頁参照）。

問4 診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

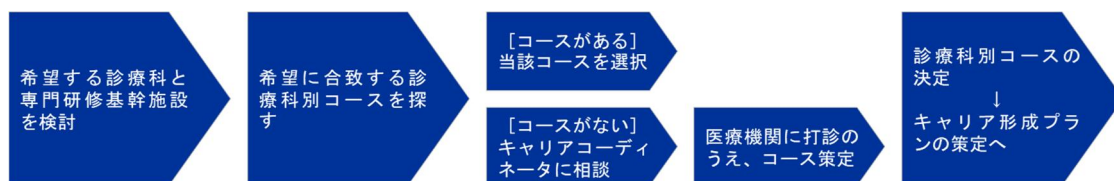
答4 当該診療科（放射線科、病理、臨床検査）専門研修プログラムの研修施設における勤務のみで、義務履行を目指すことができます。したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません。

ただし、当該プログラムは、地域A群に対する当該診療科に係る支援を目的の1つとしているため、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群で勤務することになります（30～31頁参照）。

（6）診療科別コース及びキャリア形成プランについて

問1 診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか？

答1 キャリア形成プログラムの選択（（5）の問1）と同時に、県から希望する診療科別コースについて照会し、決定します。



問2 キャリア形成プランはどのように作成すればよいですか？

答2 臨床研修2年目の秋頃に、担当のキャリアコーディネータから個別に連絡します。キャリアコーディネータ、診療科別コース管理者と相談しながら、自身のプランを作成してください。

また、キャリア形成プランは、毎年度、診療科別コース管理者と相談しながら見直しを行った上で、県に提出していただきます（16頁参照）。

(7) 非常勤勤務（短時間勤務）について

問1 夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、義務年限に含めることはできますか？

答1 常勤勤務（原則として、週31時間以上）を基本としますが、非常勤であっても医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができる場合があります。ただし、週当たりの勤務時間は2時間以上、当直勤務は年14回以上行う必要があります。

問2 日中は病院等で短時間勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合であっても、義務年限に含めることはできますか？

答2 医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができます（15頁参照）。ただし、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合は、猶予期間となります。

(8) 猶予期間について

問1 返還の免除要件を満たす前に、大学院への進学や留学等、又は出産、育児や病気のために医師の業務に従事できない場合、どのような手続きを取ればよいですか？

答1 貸付期間満了時に、全員が猶予申請書を提出します。その際、貸付期間の1.5倍の期間に加えて、4年の期間を加算しますので、その範囲内で返還免除の要件を満たす予定であれば、猶予加算の申請は不要です。「臨床研修中断等届」のみを提出してください。出産、育児など、猶予加算の要件に該当する場合で、猶予の加算を希望する場合は、「修学資金返還猶予申請書」を併せて提出してください（17～19頁参照）。

問2 専門研修の過程で、県外の医療機関などに勤務する期間がある場合、どのような扱いになりますか？

答2 猶予期間を適用します。なお、基幹施設が県内の医療機関の場合に限り、当該勤務に係る猶予期間を加算することが可能です。ただし、転科した場合やダブルボードを取得する場合であっても、1領域に限り適用可能です（19頁参照）。

問3 猶予期間の加算に係る手続きについて教えてください。

答3 知事が正当な理由があると認める場合に限りしますので、申請する場合には、正当な理由（出産、育児等）について証明できる書類を添えて、「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。専門医取得を理由とする場合など、勤務先の証明が必要な場合もありますので、記載例を確認ください。

(9) 制度離脱について

問1 やむを得ず、この貸付制度を離脱（辞退）する場合について教えてください。

答1 借り受けた修学資金を一括で返還いただきます。返還時期は、返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までです（40頁参照）。

また、返還にあたっては、本人と県及びキャリアコーディネータ等で面談を行い、返還の理由や今後のキャリアについて、どのように考えているのか等を確認したうえで、手続きをご案内します。

このほか、大学の推薦を受けて医師修学資金を申し込まれている場合は、在学している大学にも必ず確認ください。

問2 返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が減額されますか？例えば、義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還金額のうち、3分の1は免除されますか？

答2 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、それまでの勤務期間にかかわらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます（40頁参照）。

問3 この制度を離脱する場合のペナルティはありますか？

専門医資格の取得ができなくなると聞いたことがあるのですが。

答3 この貸付制度から正当な理由なく離脱し、県が離脱に同意していない場合（いわゆる、不同意離脱）には、日本専門医機構による専門医の認定がされない可能性があります。また、不同意離脱者を採用した病院は、厚生労働省からの補助金を減額される場合があります。

問4 貸付金を返還する場合、利息がつきますか？

答4 平成30年度以降の貸付決定者には、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの間、年10%の利息が付きます。

また、返還すべき日までに返還しなかった場合は、貸付決定年度に関わらず年14.5%の延滞利子がつきます（41頁参照）。

「利息」と「延滞利子」は異なりますので、注意してください。

問5 利息の金額はどのくらいになりますか？

答5 6年間の貸付けによる実際の利息総額は、月20万円の貸付けを受けた場合は、約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は、約320万円となります（41頁参照）。

(10) 連帯保証人について

問1 連帯保証人は、必ず2名選任しなければなりませんか？

答1 必ず2名選任いただきます。2名を選任することができない場合は、貸付けの申請を行うことはできません。

問2 連帯保証人の2名は、申請者の両親でよろしいでしょうか？

答2 不可です。1名を申請者の親にした場合、もう1名は、原則、独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる、親以外の方を選任する必要があります。

なお、申請者と連帯保証人が生計を一にしていることは問題ありません。2名の連帯保証人について、それぞれが独立している必要があります。

問3 「独立の生計を営む」とは、具体的にどのような場合でしょうか？

答3 原則、別居していることを指します。ただし、住所が同じ場合であっても、世帯が分かれていますらば、連帯保証人になることが可能です（ただし、両親同士は不可）。

問4 別居している両親同士であれば、双方が連帯保証人になることはできますか？

答4 不可です。両親におかれましては、別居している場合であっても、両親お二人が連帯保証人になることはできません。

問5 離婚した親同士で、連帯保証人になることはできますか？

答5 独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる場合は可能です。同一世帯の場合は、連帯保証人になることはできません。

問6 民間の保証会社を連帯保証人とすることは可能でしょうか？

答6 不可です。独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる人物を選任ください。

問7 申請者が18歳の場合は、成人でしょうか。未成年でしょうか？

答7 18歳以上の場合は、成人となります。

問8 申請者は既に成人（18歳以上）していますが、連帯保証人のうち、1名を親にすることは可能でしょうか？

答8 可能です。申請者が成人していない場合は、2名のうち1名を必ず親（親権者）にさせていただく必要がありますが、成人している場合は、これに限りません。

問9 連帯保証人に収入や職業の審査はありますか？

答9 収入や職業の審査はありません。修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、連帯保証人になることが可能であり、例えば年金受給者の方であっても、返還の責任を負うことができる方であれば構いません。

問10 連帯保証人は、途中で変更することはできますか。

答10 可能です。連帯保証人としての要件を満たす方への変更であって、必要な書類を提出いただければ、いつでも変更することができます。

(11) その他

問1 本人が死亡した場合はどうなりますか。

答1 個々の状況で判断します。一般的には、医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務が免除されます。

なお、業務上の事由の判別は、労務災害の認定などが考えられますが、ご親族や勤務先への聞き取りなど、慎重に判断します。